

就学援助制度について

1. 就学援助制度とは

学校教育法などにもとづいて、小中学校の子どもがいる家庭に学用品費や学校給食費などを市町村が援助する制度です。

2. 申請の対象となる方

宜野湾市立の小中学校に在籍している児童生徒、または、宜野湾市内に住所を有する児童生徒の保護者で、以下のどれかに当てはまる方。

1. 生活保護を受給している方。
2. 同一生計全員の収入が基準額以下の方。

認定になる
収入の範囲が
広がりました

3. 同一生計の収入の目安

世帯人数	合計収入額
2人	約200万円以下
3人	約262万円以下
4人	約335万円以下
5人	約390万円以下
6人	約460万円以下
7人	約484万円以下

上記の金額はおおよそ目安です。

収入とは、同一生計の19歳以上の方の、給与・営業所得・年金収入等の年間の合計です。

4. 援助の内容

小学校支給額一覧（年額）

	1年生	2～6年生	備考
学用品費	11,100円	11,100円	
通学用品費	—	2,170円	1年生は新入学学用品費等に含む
修学旅行費	—	実費	参加した年度に認定された場合のみ支給
校外活動費	1,510円	1,510円	
(宿泊を伴わないもの)			
新入学児童生徒学用品費等	40,600円	—	4月認定のみ支給
学校給食費	実費	実費	
医療費	実費	実費	下記参照
オンライン学習通信費	実費	実費	世帯ごとに支給

中学校支給額一覧（年額）

	1年生	2～3年生	備考
学用品費	21,700円	21,700円	
通学用品費	—	2,170円	1年生は新入学学用品費等に含む
修学旅行費	—	実費	参加した年度に認定された場合のみ支給
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	2,180円	2,180円	
新入学児童生徒学用品費等	47,400円	—	4月認定のみ支給
学校給食費	実費	実費	
医療費	実費	実費	下記参照
オンライン学習通信費	実費	実費	世帯ごとに支給

学校給食費、医療費については、宜野湾市立の学校に在籍している児童生徒のみが対象となります。

注意事項

同一生計の19歳以上の方すべての収入（所得）等が把握できない場合、査定ができません。
必ず収入（所得）申告を済ませて下さい。（扶養に入っている方、収入がない方につきましても、申告が必要となります。）

また、ひとり親世帯の場合、児童扶養手当または、母子および父子家庭等医療費助成の受給の確認が必要になります。
何らかの事情により受給ができない場合、学務課（892-8283）までご連絡下さい。

お問い合わせ

連絡先

098-892-8283（直通）
098-892-0116（ファックス）

窓口

〒901-2203 沖縄県宜野湾市野嵩730（上下水道局2階）

